

平成 27 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 岡 山 製 紙 代 表 者 名 代表取締役社長 津川 孝太郎 (コード番号 3892・JASDAQ) 問 合 せ 先 役職・氏名 <sup>取 締 役</sup> 永 井 健司 電 話 (086-262-1101)

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年7月14日開催の取締役会において、平成27年8月26日開催予定の当社第174回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 定款変更の理由

平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行され、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第22条(社外取締役との責任限定契約)及び第29条(社外監査役との責任限定契約)に所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第22条(社外取締役の責任限定契約)の変更につきましては、監査役全員の同意を得て おります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

## 現行定款

第4章 取締役及び取締役会

(社外取締役との責任限定契約)

第22条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(社外監査役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

### 変 更 宏

第4章 取締役及び取締役会

(取締役との責任限定契約)

第22条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

### 3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 8 月 26 日(水) 平成 27 年 8 月 26 日(水)